

姫路城ナイトイベント事業に係る企画、演出等 業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、姫路城ナイトイベント事業に係る企画、演出等業務委託を行うに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制等を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

1 業務について

(1) 業務名

姫路城ナイトイベント事業に係る企画、演出等業務

(2) 業務概要

本業務は、姫路城の夜間公開（大天守等建造物内の公開を除く。）に合わせたイベントを企画、演出等を行うことにより、秋の行楽シーズンに夜間公開を定着させ、姫路城の魅力を発信するとともに滞在型観光の促進を図るものである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策の面でも「新しい生活様式」を取り入れた運営を実施する。

※詳細な業務内容は、姫路城ナイトイベント事業に係る企画、演出等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

姫路市本町68番地

姫路城有料区域（別図に示す区域をいう。）内

※会場の事前下見が必要な場合は、対応する。

(4) 委託期間

契約締結日から令和3年12月3日（金）まで

(5) 上限金額

16,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 実施スケジュール

令和3年 7月 8日（木）	公告・募集要領、仕様書等の提示 プロポーザル参加申込受付開始 質問受付開始
令和3年 7月16日（金）午後5時	プロポーザル参加申込受付締切
令和3年 7月20日（火）	プロポーザル参加資格確認通知書発送
令和3年 7月23日（金・祝）午後5時	質問受付締切
令和3年 7月26日（月）	質問回答（予定）、企画書提出受付開始
令和3年 8月12日（木）午後5時	提案書提出受付締切
令和3年 8月18日（水）	面接ヒアリングの実施（予定）
令和3年 8月20日（金）	選定結果通知

令和3年 8月20日（金）以後

契約締結

令和3年12月 3日（金）

報告書等提出・契約終了

3 参加資格

参加申込みをする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。）第5項の規定により業者登録名簿に登録されており、業種名「広告、催事、展示」のうち詳細業種名「イベント企画演出、会場設営」の業種に登録があること。
- (2) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。第3条に規定する排除対象業者に該当しない者であること。
- (5) 法人にあっては姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に、個人にあっては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収の猶予を受けている者にあつては、当該猶予以外に当該市税の滞納がないこと。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「更生法」という。）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。また民事再生法（平成11年法律第225号。以下「再生法」という。）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) このプロポーザルに参加しようとする者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生法第2条第7項の更生会社（以下「更生会社」という。）又は再生法第2条第4号の再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又

は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(i) 一方の会社の役員が、他方の会社の更生法第67条第1項又は再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他このプロポーザルにおける業者選定手続の適正さが阻害されると認められる関係次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 組合とその組合員

(i) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 過去5年以内に姫路城を含む重要文化財を会場としたイベント実績があること。

(9) このプロポーザルにおいて次点となった場合、本市が契約候補者と契約を締結しない場合において、本件を実施できる者であること。

4 参加申込書等の配布等

(1) 配布期間

公告の日から令和3年7月16日（金）午後5時まで

(2) 配布方法

このプロポーザルの参加申込手続及び提案手続等に必要な様式第1号から様式第3号まで及び仕様書は、姫路市ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/castle/index.html>)に掲載する。参加者は、必要に応じてダウンロードし、使用すること。

(3) 担当部局

姫路城管理事務所 管理担当

〒670-0012 姫路市本町68番地

電話 (079) 285-1146

FAX (079) 222-6050

5 参加申込書の提出等

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

(2) 受付期間

令和3年7月8日（木）から同月16日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送のみ（受付期間内に必着のこと。）

※発送後、到着確認の電話をすること。

※持参は不可とする。

6 質問の受付・回答

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）に質問事項を記載し提出すること。

(2) 受付期間

令和3年7月8日（木）から同月23日（金・祝）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール（受付期間内に必着のこと。）

※送信した旨を電話で知らせること。

※質問受付期間の最終の日後の質問は、一切認めない。

(4) 質問への回答

令和3年7月26日（月）以後、速やかに、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類を、電子メールにて、全ての参加申込者に送付する。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類名	提出上の注意
提案書（様式任意）	書式はA4版横向き、カラー印刷とし、枚数は自由とする。ページ番号を付すこと。事業コンセプト、イベントタイトル案、事業の実施企画、会場構成、導線設計、レイアウト図イメージ、運営計画、感染予防対策、制作・実施スケジュール等を記載すること。
業務実績（様式任意）	過去5年以内に姫路城を含む重要文化財を会場としたイベント実績を必ず1件以上記載すること。また、業務実績の内容が分かる書類（契約書や実績報告書の写しなど、履行したことを証する書類）を提出すること。
会社概要書（様式任意）	最新のパンフレット等
業務執行体制（様式任意）	本業務に係る指示命令系統及び担当者等を記載すること。
事業経費見積書（様式任意）	見積書は、可能な限り仕様書の内容を参照しやすいよう記載すること。金額は、業務全体の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を明記すること。

(2) 提出部数

原本1部、副本6部

（副本には押印を要しない。1部ずつまとめること。）

(3) 受付期間

令和3年7月26日（月）から同年8月12日（木）午後5時まで

(4) 提出方法

郵送のみ（受付期間内に必着のこと。）

※持参不可

8 提案書作成に関する注意事項

- (1) 別紙仕様書を参考に提案すること。
- (2) このプロポーザルに要した費用（提出書類の作成及び提出に要する費用を含む。）については、参加申込者が負担するものとする。
- (3) 提案書の枚数については、特に制限しないが、簡潔に内容が分かるように配慮すること。
- (4) 社会的規範を遵守することはもちろんのこと、実現性のある提案を行うこと。
- (5) 参加申込書及び誓約書の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。（様式は問わない。）。
- (6) 提出する提案は、各社1件とする。
- (7) 要求した資料以外のものは、審査対象としない。
- (8) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。
- (9) 提出された書類は、返却しない。
- (10) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え及び再提出は、認めない。
- (11) 提案に当たり、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、参加申込者の責任において処理すること。

7 業者選定

(1) 審査方法

選定会議において、提案書の内容及び面接ヒアリングの内容について、次号の各審査項目に基づいて総合的かつ公正な審査・評価を行い、最も高い評価の者を最優秀者とする。

(2) 審査項目

ア 信頼性（受託業務能力・感染予防対策）の評価点	10点
イ 理解度（事業の理解度）の評価点	10点
ウ 企画力（表現力、実現可能性及び提案内容）の評価点	20点
エ 見積額（提案内容と金額のバランス）の評価点	10点

(3) 面接ヒアリング

面接ヒアリングは、提案書に関するプレゼンテーション及び委員（市職員で構成）からの質疑により実施する。

なお、評価の対象となるため、できる限り主任担当者が出席し説明を行うこと。

ア 日時（予定：日程が変更になる場合がある。）

令和3年8月18日（水）

※時間、場所等の詳細については、後日連絡する。

イ 時間配分

プレゼンテーション20分、委員からの質疑5分程度を予定

※面接ヒアリング当日は、速やかに提案書に関するプレゼンテーションを開始し、会社紹介や担当者の自己紹介は省略すること。

※面接ヒアリングの参加者が多数の場合、時間配分等を調整することがある。

ウ その他の注意事項

(ア) 補完資料について

説明に当たっての補完的な資料の提出は、認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を使用する場合において、その内容を印刷したものは、この限りでない。その場合、企画書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。

(イ) 視聴覚機器について

視聴覚機器を使用する場合は、姫路城管理事務所の担当者に事前に申出の上、調整すること（パソコンやプロジェクター、スクリーン等を各自準備が必要な場合あり）。設置・撤収時間は持ち時間に原則参入しないが、時間が長くなり審査に影響がでる場合は、当該機器の使用を認めない場合もあるので注意すること。

(ウ) 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

8 審査結果の公表

- (1) 選定の可否結果は、速やかに各社宛てに書面で通知する。
- (2) 選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。

9 契約締結について

- (1) 最優秀者と契約交渉を行う双方が合意した段階で、随意契約の手続を行うものとする。
- (2) 最優秀者と契約条件で合意に至らない場合又は面接ヒアリング終了後、参加資格に虚偽が認められた等の場合は、審査の次順位者と契約交渉を行う。

10 その他留意事項

- (1) 基本的には提案内容に沿った形で委託契約を行うが、本件における提案はあくまで受託候補者選定の審査材料となるものであるため、実際の契約締結及び業務推進に当たっては、市と協議した上で業務内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、このプロポーザルへの参加資格を無効とする。
 - ア 期限までに提案書等を提出しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ウ 見積額が提案上限額を超える場合
- (3) 参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。
- (4) 最優秀者決定後、最優秀者が契約締結までの間に、参加資格を満たさなくなった場合は、最優秀者の決定を無効とし、契約を締結しないことがある。
- (5) 最優秀者は契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

(6) 記載の日時に変更がある場合は、指示に従うこと。

11 各提出書類の受付場所

〒670-0012 姫路市本町68番地

姫路市観光スポーツ局 姫路城管理事務所

電話：079-285-1146 ファクス：079-222-6050

電子メール：himejijyo@city.himeji.lg.jp